

再審法改正に向けて審議促進を求める意見書

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法「第4編 再審」に規定が設けられているが、再審が認められることはまれであり、えん罪被害者の救済は容易に進んでいない。

その要因として、再審は、誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であるが、現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかにすることが難しいのが現状である。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化することもある。

通常審では、不十分ながらも一定の要件で証拠開示がされるようになったが、しかし再審における証拠開示には、何一つルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられてしまっている。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままである。

また、証拠開示については2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ証拠開示の制度化を行うことが求められている。

よって、国及び関係機関におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済することと、併せて、えん罪被害者をつくらないためにも、再審制度のよりふさわしい在り方について速やかに議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月9日
京都府久御山町議会